

労働条件

Job

Q. しばらくの間、私は専業主婦でした。今回、パートタイムで就職が決まったので、来月から仕事をする事になりました。就職を前に、会社に対して最初に何を確認しておけばよいか教えてください。

A. 労働基準法では労働契約の締結に際して、労働条件を明示することが事業主に義務付けられています。事業主は雇用する際に、労働条件を「書面」で明示しなければなりません。その労働条件は、「契約期間」「有期労働契約を更新する場合の基準」「仕事をする場所と仕事の内容」「始業・終業の時刻や所定外労働（いわゆる残業）の有無、休憩・休日・休暇」「賃金」「退職に関する事項（解雇の事由を含む）」になります。パートタイムの労働者には、さらに「昇給の有無」「賞与の有無」「退職手当の有無」を明示する必要があります。その他、「社会保険加入の有無」、職場で決められていたら「安全衛生に関する事項」等を明示することになっています。このような労働条件は、一般的に「労働条件通知書」、または「労働契約書」といった書面で事業主



側から提示されます。

書面に明示された労働条件は、今後仕事を始めるにあたり大切な内容です。書面を受け取ったら必ず内容を熟読し、不明な点があればすぐに事業主に確認しましょう。

万が一労働条件について書面で明示されなかった際には、誤解や思い込みを避けるためにも、事業主に確認し、書面やメモを残しておくようにしましょう。

愛媛県社会保険労務士会

㊤ 総合労働相談所

電話相談 月～金 16時～19時
(ただし、祝日、8/14～16、12/29～1/3は除く)
☎(907)4868
来所相談 月～金 17時まで
(予約制)